

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 2 号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3条第1項」を「第7条第1項」に、「協議・変更協議申請書（第1号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、「限る。」の右に「その他市長が必要と認める図書」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 申請に係る対象建築物等の敷地の地名地番
- (3) 申請に係る対象建築物等の用途、工事の種別、階数及び用途面積
- (4) 工事の着手及び完了の予定年月日
- (5) 条例第7条第1項後段の規定により対象建築物等の建築等の計画の変更に係る協議をしようとする場合にあつては、変更前の協議書の交付年月日、番号及び受付番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

第5条中「第3条第1項後段」を「第7条第1項後段」に、「対象建築物等の建築等の工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例第13条第1項の適用を受ける対象建築物等にあつては、条例別表1の左欄に掲げる区分に変更がない対象建築物等の建築等の計画（以下この号において「計画」という。）の変更であつて、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - ア 対象施設（変更後の計画において対象施設となるものを含む。以下この号において同じ。）に係る計画の変更であつて、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための機能を充実又は強化させるもの

イ 対象施設に係る計画の変更であって、変更後の計画に、条例第13条第1項に規定する基準に適合させなければならない事項がないもの

ウ 対象施設以外の部分の計画の変更

(2) 前号の対象建築物等以外の対象建築物等にあつては、同号ア又はウのいずれかに該当するもの

第6条各号列記以外の部分中「第5条第2項」を「第9条第2項」に、「次の」を「次に」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第7条の見出しを「(完了検査又は部分検査の申請)」に改め、同条中「第6条第1項」を「第10条第1項又は第11条第1項」に、「完了検査申請書(第2号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 申請に係る対象建築物等の敷地の地名地番
- (3) 申請に係る対象建築物等の名称
- (4) 条例第11条第1項の規定による検査を申請する場合にあつては、建築等の工事を完了した部分
- (5) 工事の完了の予定年月日
- (6) 条例第7条の規定による協議に係る協議書の交付年月日、番号及び受付番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

第8条中「第6条第2項ただし書」を「第10条第2項ただし書」に改める。

第9条の見出し中「検査済証」の右に「及び部分検査済証」を加え、同条中「第6条第5項」を「第10条第5項」に、「第3号様式」を「第1号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第11条第2項において読み替えて準用する条例第10条第5項に規定する部分検査済証の様式は、第2号様式とする。

第10条中「第7条」を「第12条」に、「別表第3 1」を「別表第3 2又は3のとおりとし、これらの適用については、同表1」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「第23条後段」を「第29条後段」に改め、同条を第15条とする。

第12条各号列記以外の部分中「第18条第2号」を「第24条第2号」に改め、同

条を第14条とする。

第11条中「第14条第2項」を「第20条第2項」に、「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(エレベーターその他の昇降機の設置を要しない場合)

第11条 条例別表2 8の項第5号に規定する別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 地上階のみに利用居室等を設ける場合
- (2) 共同住宅又は寄宿舎で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸の出入口を設ける場合

(制限の緩和の認定の申請)

第12条 条例第14条又は第34条の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 申請に係る対象建築物等又は特別特定建築物の敷地の地名地番
- (3) 条例第14条又は第34条の規定による認定を受けようとする事項及び理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前項の申請をしようとする者が当該申請を第4条第1項の規定による申請と併せてするとき、前項の図書のうち添付の必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、対象建築物等の建築等又は特別特定建築物の建築の工事の内容に応じ、同項の図書のうち添付の必要がないと認めるものを省略させることができる。

別表第1第1号を次のように改める。

- (1) エレベーターその他の昇降機

別表第2中「第4条関係」を「第4条及び第12条関係」に改め、同表1配置図の項中「出入口の位置」の右に「、令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機の位置」を、「車寄せの位置」の右に「、駐車場の位置」を加え、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表

1 各階平面図の項中「傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置,」の右に「エレベーターその他の」を加え,「車いす使用者用便房がある便所」を「車椅子使用者用便房がある便所,令第14条第1項第2号に規定する便房のある便所」に,「車いす使用者用便房を」を「車椅子使用者用便房を」に,「及びこれら」を「並びにこれら」に,「第20条第2項」を「第26条第2項」に,「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め,「) の位置」の右に「, 駐車場の位置」を加え,「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め,同表1構造詳細図の項中「昇降機」を「エレベーターその他の昇降機」に,「かご」を「籠」に,

「

便 所	縮尺, 車いす使用者用便房のある便所の構造並びに車いす使用者用便房並びに腰掛け便座及び手すりを設けた便房 (車いす使用者用便房を除く。) の構造	を
-----	--	---

」

「

便 所	縮尺, 車椅子使用者用便房のある便所の構造並びに車椅子使用者用便房, 令第14条第1項第2号に規定する便房並びに腰掛け便座及び手すりを設けた便房 (車椅子使用者用便房を除く。) の構造	に改
浴 室 等	縮尺及び条例第26条第2項又は別表2 5の項第2号に規定する浴室等の構造	

」

め, 同表2各階平面図の項中「傾斜路,」の右に「エレベーターその他の」を加える。

別表第3 1 34の項中「2, 000平方メートル」を「50平方メートル」に改め, 同表2 3の項中「昇降機」を「エレベーターその他の昇降機」に改め, 同表2 4の項第1号ア中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め, 同号ア(エ)及び(オ)中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め, 同項第8号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に,「手すりを設けた」を「手すりが適切に配置されている」に改め, 同表2 6の項中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め, 同表2 7の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め, 同表2 8の項中「居室」を「利用居室等」に改め, 同項第4号中「昇

降機」を「エレベーター」に、「別表2 8の項第6号」を「別表2 8の項第7号」に改め、同号ア中「かご」を「籠」に改め、「いること」の右に「等」を加え、「構造である」を削り、同号イ中「かご」を「籠」に改め、同項第5号中「当該経路を構成する」の右に「エレベーターその他の」を加え、同項第6号エ中「車いす」を「車椅子」に改め、同表2 10の項第2号イ及び11の項第1号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表2 12の項第1号中「別表2 10の項第2号ア及びエ」を「別表2 10の項第2号」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第2号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ウ中「居室」を「当該客席のある居室」に、「幅は、」を「うち1以上は、幅を」に改め、同表2 13の項第1号及び14の項第1号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表2 15の項第3号ア中「いす」を「椅子」に改め、同表2備考1中「して対象建築物等」の右に「のいずれか」を加え、同備考1(2)中「居室（共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸を、ホテル又は旅館にあっては各居室を含む。以下同じ。）」を「利用居室等」に改め、「傾斜路、」の右に「エレベーターその他の」を加え、同備考1(4)中「居室」を「利用居室等」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、「傾斜路、」の右に「エレベーターその他の」を加え、同備考1(6)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「居室」を「利用居室等」に改め、「傾斜路、」の右に「エレベーターその他の」を加え、同表3 2の項中「車いす」を「車椅子」に改め、同表3 3の項第4号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「手すりを設けた」を「手すりが適切に配置されている」に改め、同表3 6の項第1号中「昇降機（エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの（以下「車いす使用者用昇降機」という。）及びエスカレーター」を「エレベーター（次号に規定するもの）」に、「当該昇降機」を「当該エレベーター」に改め、同号ア中「かご」を「籠」に改め、同号ウ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、「(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）」を削り、同項第2号中「車いす使用者用昇降機」を「エレベーターであって、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの」に改め、同表3備考(2)中「及び」の右に「エレベーターその他の」を加える。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第3号様式注以外の部分中「第6条第4項」を「(以下「条例」という。)第10条第4項」に、「の建築等の工事が協議書に記載された事項」を「が条例第13条第1項に規

定する基準」に改め、「こと」の右に「(基準に適合させなければならない事項がない場合を含む。)」を、「番号」の右に「(受付番号)」を加え、

「

年	月	日	第	号
---	---	---	---	---

を
」

「

年	月	日	第	号
(—	—		号)

に、「建築等の場所」を「敷地の地
」

名地番」に、

「

検 査 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

を
」

「

検 査 年 月 日	年 月 日
条例第 条の規定による認定の有無	

に改
」

め、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合していることを証明するものではありません。

第3号様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第9条関係）

部 分 検 査 済 証

第 号
年 月 日

様

京都市長



京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定において読み替えて準用する条例第10条第4項による検査の結果、次の対象建築物等の建築等の工事を完了した部分が条例第13条第1項に規定する基準に適合していること（基準に適合させなければならない事項がない場合を含む。）を証明します。

協議書の交付年月日及び番号 (受付番号)	年 月 日 第 号 (— — 号)
敷地の地名地番	京都市 区
対象建築物等の名称	
建築等の工事を完了した部分	
部分検査年月日	年 月 日
条例第 条の規定による 認定の有無	

注1 この部分検査済証は、大切に保存しておいてください。

2 建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合していることを証明するものではありません。

第4号様式中「第11条関係」を「第13条関係」に、「第14条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式を第3号様式とする。

第2条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「別表2 8の項第5号」を「別表2 9の項第5号」に改め、同条に次の2号を加える。

- (3) 用途面積が200平方メートル未満のホテル又は旅館で、地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合
- (4) 用途面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満のホテル又は旅館で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設け、かつ、地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合

第12条第1項中「第34条」を「第36条」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「第29条後段及び別表2 9の項第1号イ(イ)」を「第30条後段及び別表2 10の項第1号イ(イ)」に改め、同条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分)

第15条 条例第27条第1項第2号ウ(イ)及び別表2 6の項第2号ウ(イ)に規定する別に定める部分は、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合において、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。

2 条例第27条第1項第3号エ(イ)及び別表2 6の項第3号エ(イ)に規定する別に定める部分は、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。

(客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分)

第16条 条例第27条第1項第4号ア及び別表2 6の項第4号アに規定する別に定める部分は、車椅子の方向を変更するために必要な空間であって、経路の中心線の交点から当該中心線に沿ってそれぞれ50センチメートルの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分とする。

本則に次の6条を加える。

(公表対象建築物等)

第18条 条例第37条第1項に規定する公表対象建築物等は、ホテル及び旅館とする。
(特定バリアフリー情報)

第19条 条例第37条第1項に規定する特定バリアフリー情報は、別表第4の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公表すべき事項及び当該事項に関して条例第14条又は第36条の規定による認定を受けている場合には、当該認定を受けたことに伴い、公表対象建築物等を安全かつ円滑に利用させるために講じた措置の内容とする。

(特定バリアフリー情報の公表の方法)

第20条 条例第37条第1項に規定する別に定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用が困難な場合は、特定バリアフリー情報を記載した書面の配布とする。

(特定バリアフリー情報の公表に係る届出)

第21条 条例第38条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 公表対象建築物等の名称及び所在地
- (3) 特定バリアフリー情報の内容
- (4) 公表の方法
- (5) 公表をした年月日

2 条例第38条第1項の規定による届出は、条例第37条第1項の規定による公表を行った後、速やかに行わなければならない。

(バリアフリーに関する情報の公表に係る届出)

第22条 条例第38条第2項の規定による届出は、前条の規定に準じて行うものとする。

(届出の概要の公表)

第23条 条例第38条第3項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

別表第1中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2 1各階平面図の項中「のある便所」の右に「, 条例別表2 4の項第8号に規定する便房のある便所」を, 「(車椅子使用者用便房」の右に「及び同号に規定する便房」を, 「同じ。)」の右に「及び車椅子使用者用客室以外の客室」を加え, 同表1構造詳細図の項中「ある便所」の右に「及び条例別表2 4の項第8号に規定する便房のある便所」を, 「規定する便房」の右に「, 条例別表2 4の項第8号に規定する便房」を, 「(車椅子使用者用便房」の右に「及び同号に規定する便房」を加え,

「

浴室等	縮尺及び条例第26条第2項又は別表2 5の項第2号に規定する浴室等の構造	を
-----	--------------------------------------	---

」

「

浴室等	縮尺及び条例第26条第2項又は別表2 5の項第2号に規定する浴室等の構造	に改
ホテル又は旅館の客室	縮尺並びに車椅子使用者用客室及び車椅子使用者用客室以外の客室の構造	

」

める。

別表第3 1 1の項中「特別支援学校」を「公立小学校等又は特別支援学校」に改

「

「

め, 同表2 6の項中

客室

を

ホテル又は 旅館の客室

に改め, 同表2 8の

」

」

項中「別表2 8の項第1号」を「別表2 9の項第1号」に改め, 同項第1号イ中「別表2 8の項第2号イ」を「別表2 9の項第2号イ」に改め, 同項第4号中「別表2 8の項第7号」を「別表2 9の項第7号」に改め, 同表2 12の項第1号中「別表2 10の項第2号」を「別表2 11の項第2号」に改め, 同表2 15の項第1号中「別表2 11の項」を「別表2 12の項」に改め, 同項第2号中「1以上」の

右に「(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)」を加え、同表2備考2中「1の表」の右に「1の項(公立小学校等に限る。),」を加え、「保健所, 税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署,」を削り、同表3 5の項第1号中「別表2 11の項」を「別表2 12の項」に改め、同項第2号中「以上」の右に「(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)」を加え、同表の次に次の1表を加える。

別表第4 (第19条関係)

施 設		公 表 す べ き 事 項
1	便 所	車椅子使用者用便房, 令第14条第1項第2号に規定する便房及び条例別表2 4の項第8号に規定する便房の有無
2	浴 室 等	条例第26条第2項又は別表2 5の項第2号に規定する浴室等の有無
3	ホテル又は旅館の客室	車椅子使用者用客室及び条例第27条第1項又は別表2 6の項に規定する客室の有無
4	駐 車 場	駐車場の有無及び車椅子使用者用駐車施設の有無
5	道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	条例別表2 9の項第1号に規定する経路を構成する廊下等及び敷地内の通路の床面の段差の有無並びに床面に段差がある場合にあつては当該段差がある部分に係る傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置の有無並びに当該経路(階の移動に係る部分に限る。)を構成するエレベーターその他の昇降機の有無
6	案 内 設 備	案内設備又は案内所の有無
7	授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設	授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無

附 則

(施行期日)

- この規則中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

(都市計画局建築指導部建築審査課)